

京都市告示第 8 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成27年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
特定非営利活動法人きょうとNPOセンター	京都市市民活動総合センターの施設の使用料（スモールオフィス及びロッカーに係るものに限る。）	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで
特定非営利活動法人くらしネット21	京都市北いきいき市民活動センターの施設の使用料及びコピー機の利用料	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで
特定非営利活動法人音の風	京都市岡崎いきいき市民活動センターの施設の使用料及びコピー機の利用料	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで
特定非営利活動法人劇研	京都市左京東部いきいき市民活動センターの施設の使用料及びコピー機の利用料	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで
同上	京都市左京西部いきいき市民活動センターの施設の使用料及びコピー機の利用料	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで
一般財団法人京都府部落解放推進協会	京都市中京いきいき市民活動センターの施設の使用料及びコピー機の利用料	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで
有限責任事業組合まちとしごと総合研究所	京都市東山いきいき市民活動センターの施設の使用料及びコピー機の利用料	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
特定非営利活動法人崇仁まちづくりの会	京都市下京いきいき市民活動センターの施設の使用料及びコピー機の利用料	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで
特定非営利活動法人ふれあい吉祥院ネットワーク	京都市吉祥院いきいき市民活動センターの施設の使用料及びコピー機の利用料	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで
京都市中唐戸児童館運営委員会	京都市上鳥羽北部いきいき市民活動センターの施設の使用料及びコピー機の利用料	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで
株式会社丸起	京都市上鳥羽南部いきいき市民活動センターの施設の使用料及びコピー機の利用料	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで
地域環境整備みどりの会	京都市久世いきいき市民活動センターの施設の使用料及びコピー機の利用料	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで
株式会社ワン・ワールド	京都市醍醐いきいき市民活動センターの施設の使用料及びコピー機の利用料	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで
有限責任事業組合まちとしごと総合研究所	京都市伏見いきいき市民活動センターの施設の使用料及びコピー機の利用料	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

(文化市民局地域自治推進室)